

第2次紫波町国土強靱化地域計画

(令和6年3月策定)

(素案)

現行計画（令和3年2月策定）から変更等を行った箇所は朱書きしております。

紫 波 町

目 次

第1章 計画の趣旨	1
1 趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 紫波町地域防災計画との関係	1
4 計画期間	1
第2章 基本的な考え方	2
1 基本目標	2
2 事前に備えるべき目標	2
3 基本的な方針	2
4 S D G s の推進	3
第3章 想定するリスク	4
1 紫波町の地域特性	4
2 対象とする自然災害	5
3 起きてはならない最悪の事態の設定	6
4 施策分野の設定	7
第4章 脆弱性評価	8
1 脆弱性評価の考え方	8
2 脆弱性評価の結果	8
第5章 脆弱性評価の結果に基づく対応方策	16
第6章 重点方策	28
第7章 計画の推進と進捗管理	34
1 推進体制	34
2 計画の進捗管理	34
3 計画の見直し	34

第1章 計画の趣旨

1 趣旨

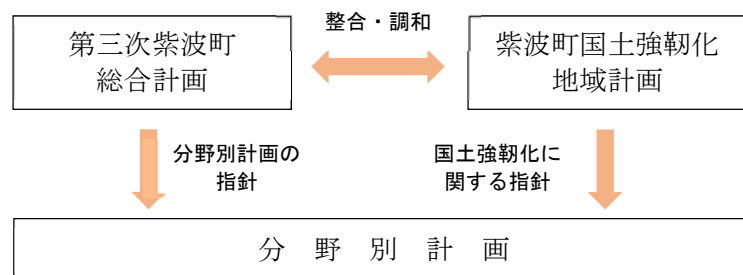
我が国はこれまで、度重なる大規模自然災害により様々な被害がもたらされ、そのたびに災害対策を講じてきたものの、甚大な被害の発生、長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきた。当町においても、平成23年（2011）3月11日の東日本大震災、平成25（2013）年8月9日に発生した線状降水帯による大雨などの大規模自然災害による被害が発生している現状にあることから、いかなる大規模自然災害が発生しても人命第一で、経済社会への致命的な被害を避けて迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を持った国土の構築に向けて、令和2（2020）年度に紫波町国土強靱化地域計画を策定した。

当町は、令和2（2020）年度を初年度とする第三次紫波町総合計画（以下、総合計画）を策定し、「暮らし心地の良いまち」を将来像に掲げ、持続可能な社会の実現を目指して、住民とともに「循環」「協働」「多様性」の視点をもってまちづくりを進めていくこととしている。

まちづくりを進めるにあたり、国の「国土強靱化基本計画」及び岩手県の「第2期岩手県国土強靱化地域計画」との調和を図るとともに、近隣市町との連携を強化しながら、大規模災害が発生しても「暮らし心地の良いまち」への取り組みが停滞することのない、「強さ」と「しなやかさ」を備えたまちづくりを計画的に推進するため、「紫波町国土強靱化地域計画（以下、地域計画）」を策定する。

2 計画の位置付け

地域計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく地域計画であり、当町における国土強靱化に関する指針として位置付ける。なお、地域計画は総合計画との整合・調和を図るものとする。



3 紫波町地域防災計画との関係

地域計画は、過去に受けた自然災害を基に、災害が発生する前における社会や経済システムの強靱化を図ることにより、同様の災害で人的被害を出さず、町へのダメージを最小限に食い止め、早期に回復する国土を平時から構築するための計画である。

一方、災害対策基本法に基づく紫波町地域防災計画は、風水害や地震等の想定された被害状況を前提として、災害の予防対策、応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、財産を保護することを目的に定めた計画である。

4 計画期間

総合計画後期基本計画の期間との整合を図り、地域計画の計画期間は令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間とする。

第2章 基本的な考え方

当町の強靱化を推進するうえでの「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」を、国の国土強靱化基本計画及び第2期岩手県国土強靱化地域計画を踏まえ次のように定める。

1 基本目標

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、以下の4項目を基本目標として、強靱化の取組みを推進する。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 住民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

当町における強靱化を進める上での事前に備えるべき目標を、次のとおり設定する。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能を維持する
- (4) 地域経済システムを機能不全に陥らせない
- (5) 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る
- (6) 制御不能な二次災害を発生させない
- (7) 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

3 基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた当町全域にわたる強靱なまちづくりについて、東日本大震災など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

- (1) 地域強靱化に向けた取組姿勢
 - ア 当町の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から吟味しつつ取り組むこと。
 - イ 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと。
 - ウ 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める視点を持つこと。
- (2) 適切な施策の組合せ
 - ア 災害リスクから住民及び町を訪れている者の命を守り、被害を最小限に抑えるため、当町の特性に合ったハード対策とソフト対策を組み合わせ、効果的に施策を推進すること。
 - イ 「自助」「互助」「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、住民と行政が連携するとともに、民間事業者や関係者相互の連携や協力など、役割を分担して取り組むこと。
 - ウ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用されるような対策となるよう取り組むこと。
- (3) 効率的な施策の推進
 - ア 人口減少、少子・高齢化社会への対応や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、

効率的な行政運営に配慮し、施策の重点化を図ること。

イ 既存の社会資本を有効活用することにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。

ウ 限られた財源を最大限に活用するため、**施設等の効率的かつ効果的な維持管理を行いながら**、国の施策の積極的な活用、公民連携による施策の推進を図ること。

(4) 当町の特性に応じた施策の推進

ア 総合計画及び総合戦略との調和を図り、人口減少対策にもつながる地域コミュニティや地域経済の強靱化を推進すること。

イ 性差によるニーズの違い、高齢者、子ども、障がい者、外国人等、多様性に配慮して施策を講ずること。

ウ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

4 SDG s の推進

持続的な地域社会を構築していくためには、地域経済、社会保障、自然環境などを将来にわたって持続可能なものとしていくことが必要である。

平成 27（2015）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、2016 年から 2030 年までの間の国際目標として、SDG s（持続可能な開発目標）が掲げられている。

SDG s は、上記アジェンダにおける「誰一人として取り残さない」という言葉に象徴されるように、包摂性や多様性を重視しながら経済・社会・環境の課題を統合的に解決し、持続可能な社会の実現を目指すものであり、地域を進行していくうえで重要な視点である。

こうしたことから、本計画の「事前に備えるべき目標」において、17 の持続可能な開発目標との関連付けを行い、施策の展開を図っていく。

第3章 想定するリスク

1 紫波町の地域特性

(1) 位置

当町は岩手県のほぼ中央に位置し、東西に 27.9 km、南北に 12.9 km と東西に広い町域となっており、北は矢巾町と盛岡市に接し、西は雫石町に、南と東は花巻市と接している。町全体の面積は 238.98 km² で、このうち森林が約 58% を占めており、可住地面積は約 42% となっている。

(2) 地形

町の中心部を南北に北上川が流れ、その両岸には河岸段丘が広がり、その背後には東には北上山地、西側には奥羽山脈が連なっている。

(3) 気候

内陸型の気候特徴を示すが、奥羽、北上両山系にはさまれており、盆地型の気候を示すことも多い。冬期には日本海側型の気候を示すこともある。降積雪量は、西部山沿い地方が多い。朝方の冷えこみの強いことも内陸気候を示している。

(4) 人口

当町の人口は、平成 17 (2005) 年の 33,692 人をピークに減少に転じており、人口ビジョンの推計によると令和 17 (2035) 年には 30,115 人まで減少し、その後も減少傾向が続くものと見込まれている。

高齢者人口は令和 7 (2025) 年までは増加を続け、その後は減少に転じると見込まれている。しかし、総人口が減少している中でも高齢化率は上昇し続け、令和 12 (2030) 年には 31.5% になると推計されている。

2 対象とする自然災害

本計画において対象とする自然災害は、町内で発生しうる大規模自然災害として、地震、風水害・土砂災害、雪害及びその他の災害とし、過去に大きな被害をもたらした規模を想定した。

自然災害	想定する過去の主な災害
(1) 地震	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（平成 23 年 3 月 11 日） 【規模等】 マグニチュード 9.0、最大震度 7 【被害状況】 建物損壊、停電及び燃料不足
(2) 風水害・土砂災害	①平成 19 年 9 月 16 日～18 日 秋雨前線及び台風 11 号からの温帯低気圧による大雨 【規模等】 1 時間降雨量 27.5 mm、総降雨量 224.5 mm 【被害状況】 人的被害 1 名（水死）、床上・床下浸水、水田冠水、道路・川護岸崩壊 ②平成 25 年 8 月 9 日 線状降水帯による集中豪雨 【規模等】 1 時間降雨量 69.5 mm、総降雨量 211.0 mm 【被害状況】 人的被害 2 名（軽傷）、床上・床下浸水、農作物冠水、道路・川護岸崩壊 ③平成 27 年 6 月 16 日 記録的短時間大雨 【規模等】 1 時間降雨量 95.5 mm、総降雨量 98.0 mm 【被害状況】 道路冠水 ④平成 29 年 8 月 25 日 梅雨前線及び低気圧による大雨 【規模等】 1 時間降雨量 33.5 mm、総降雨量 107.5 mm 【被害状況】 床下浸水、道路冠水
(3) 雪害	平成 17 年 12 月 24 日 大雪災害 【規模等】 最大積雪 61 cm ※盛岡気象台 【被害状況】 負傷者 5 名、建物損壊、農業用ハウス損壊、ブドウ棚損壊
(4) その他（林野火災）	①平成 9 年 片寄山林火災（石鳥谷紫波町山林火災） 【規模等】 168.32ha 焼失 ②平成 17 年 片寄山林火災（石鳥谷紫波町山林火災） 【規模等】 25.1ha 焼失

3 起きてはならない最悪の事態の設定

「第2章 基本的な考え方」「同章2 事前に備えるべき目標」で設定した7つの目標ごとに、当町の地域特性及び国の基本計画及び第2期岩手県国土強靱化地域計画を踏まえ、以下の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
①あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）
	1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等からくる避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
②救助・救急、医療活動等を迅速に行う	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足
	2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺
	2-5	被災地における感染症等の大規模発生
	2-6	災害救助における活動拠点、資機材等の不足
③必要不可欠な行政機能を維持する	3-1	町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
④地域経済システムを機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞
	4-2	食料等の安定供給の停滞
⑤必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る	5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
	5-2	上水道の長時間にわたる供給停止
	5-3	汚水処理施設の長時間にわたる機能停止
	5-4	県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
⑥制御不能な二次災害を発生させない	6-1	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
⑦地域社会・経済を迅速に再建・回復する	7-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野の設定

本計画においては、国・県の計画を参考に、総合計画等の施策分野も勘案して、次のとおり個別施策分野と横断的分野を設定した。

(1) 個別施策分野

① 保健・医療・福祉	保健、医療、福祉、子育て・教育 等
② 産業・環境	農林業、商工業、環境保全、エネルギー 等
③ 住宅・都市	住宅、市街地形成、公園 等
④ 国土保全・交通	道路、橋梁、河川、上下水道、交通・物流 等
⑤ 行政機能・情報通信	本部機能、連携体制、消防・救急、教育施設、情報通信 等

(2) 横断的分野

① 協働・コミュニティ	市民参加、協働、地域運営、防災意識、支援体制 等
-------------	--------------------------

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、総合計画で取り組む施策等について、取組状況や課題を把握し、事態の回避という視点から分析・評価を行った。

2 脆弱性評価の結果

「**起きてはならない最悪の事態**」ごとの脆弱性評価について整理している。

(1) 全体事項

① ハード対策とソフト対策の適切な組合せ

大規模自然災害から住民及び来訪者の命を守り、被害を最小限に留めるためには、災害時にも機能する道路交通ネットワークの構築、社会基盤の整備及び建築物の耐震化等のハード対策と、自主防災組織の育成、危険個所の周知強化、防災意識の向上などソフト対策を適切に組み合わせることが必要である。

② 代替性の確保・向上

大規模自然災害に対応するためには、施設の耐震性能向上だけでは万全ではない。特に、行政機能が被災すると、その後の災害対策などに大きな影響を及ぼすことから、情報伝達システムや行政データのバックアップ体制の整備など、代替機能の確保や伝達経路の複数化等により、代替性を確保・向上させることが必要である。

③ 住民との協働、民間との連携

大規模自然災害からの迅速な復旧・復興を図るためには、行政内部の連携はもちろんのこと、住民との協働、民間事業者や各種団体等と連携して、それぞれのネットワークを生かしながら、生命を守り、経済活動を維持しながら、まちの再建を進めることが必要である。また、このためにも、各分野を担う人材育成を進めることが必要である。

(2) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	
1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）	
分野	脆弱性評価
保健・医療・福祉	・要配慮者等の避難を受け入れる体制が十分に整っていない。
住宅・都市	・住宅の耐震化に対する住民の意識を高める必要がある。 ・町営住宅（みどりヶ丘、的場、希望ヶ丘、第二希望ヶ丘）が老朽化し、耐震性に課題が生じている。 ・町内の空家等は今後さらに増加が見込まれるため、利活用の促進や管理不全空家等の解消が求められている。 ・災害時に電柱が広範囲で倒壊する恐れがある。
国土保全・交通	・緊急車両が入りづらい道路が存在している。
行政機能・情報通信	・学校給食センターの老朽化が著しいため、大規模災害時に被災する恐れがある。 ・大規模災害時には行政機能の低下が懸念される。
協働・コミュニティ	・大規模災害時には地域の自主防災力が欠かせないが、自主防災組織の活動への参加者が少ない。 ・地域の特性を生かした地区防災計画の策定が進んでいない。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
分野	脆弱性評価
保健・医療・福祉	・要配慮者等の避難を受け入れる体制の整備が十分に整っていない。 【再掲】
産業・環境	・高齢化による農業の後継者不足が依然として解消されていないため、地域農業の担い手の確保・育成や農地の保全等に不安が生じている。
住宅・都市	・過去の浸水地域の抜本的な浸水対策を進める必要がある。
国土保全・交通	・突発的な集中豪雨に対して都市下水路、道路側溝、水路の流下能力不足の排水区が生じている。 ・雨水排除区域の見直しを行う必要がある。 ・北上川の桜町北日詰地区の堤防整備を促進する必要がある。 ・北上川左岸の彦部堤防の計画策定及び整備着手を促進する必要がある。 ・増水時に機能を十分発揮できるよう、北上川堤防（既存部分）の維持管理において、平時から国との情報共有を図る必要がある。 ・普通河川において、土砂堆積や草木繁茂などにより通水が妨げられている箇所があり、大雨時の排水支障や氾濫の危険性が生じている。 ・立体交差部の排水施設が老朽化し、大雨時の安定稼働に不安が生じている。
行政機能・情報	・大規模災害時には行政機能の低下が懸念される。

通信	
協働・コミュニティ	・大規模災害時には地域の自主防災力が欠かせないが、自主防災組織の活動への参加者が少ない。【再掲】 ・地域の特性を生かした地区防災計画の策定が進んでいない。【再掲】

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
分野	脆弱性評価
保健・医療・福祉	・要配慮者等の避難を受け入れる体制が十分に整っていない。【再掲】
国土保全・交通	・土石流特別警戒区域内に民家が存在していることを踏まえた防災対策の検討が必要である。 ・町道の落石防止対策が必要な個所がある。 ・山地災害危険地区において、治山施設の設置検討が必要である。
行政機能・情報通信	・大規模災害時には行政機能の低下が懸念されるため、平時から関係機関との連携強化が必要である。【再掲】 ・現地における危険個所の周知（看板等設置）の拡充が必要である。
協働・コミュニティ	・大規模災害時には地域の自主防災力が欠かせないが、自主防災組織の活動への参加者が少ない。【再掲】 ・地域の特性を生かした地区防災計画の策定が進んでいない。【再掲】

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	
分野	脆弱性評価
国土保全・交通	・冬季の円滑な交通確保のため、除雪体制を維持する必要がある。 ・除雪車両が老朽化しており、冬季の安定した除雪体制の維持に懸念が生じている。
行政機能・情報通信	・大規模災害時には行政機能の低下が懸念されるため、平時から関係機関との連携強化が必要である。【再掲】
協働・コミュニティ	・大規模災害時には地域の自主防災力が欠かせないが、自主防災組織の活動への参加者が少ない。【再掲】 ・地域の特性を生かした地区防災計画の策定が進んでいない。【再掲】

1-5 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生	
分野	脆弱性評価
行政機能・情報通信	・独居高齢者など緊急情報を自ら取得することが難しい住民が一定数存在している。 ・スマートフォンアプリを活用して行政情報を発信しているが、アプリの利用率が低調である。
協働・コミュニティ	・大規模災害時には地域の自主防災力が欠かせないが、自主防災組織の活動への参加者が少ない。【再掲】

	・地域の特性を生かした地区防災計画の策定が進んでいない。【再掲】 ・被害を最小限に抑えるためには、住民各々が日ごろから防災意識を高めておく必要がある。
--	--

目標２ 救助・救急、医療活動等を迅速に行う

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
分野	脆弱性評価
保健・医療・福祉	・各家庭において水・食料、生活必需品などの災害用備蓄を一層推進する必要がある。
住宅・都市	・災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策・耐震化対策を推進する必要がある。
国土保全・交通	・幹線道路、橋梁、跨線橋、アンダーパスが損傷・損壊した場合、災害時の避難や救助活動、復旧活動に重大な影響を及ぼす可能性がある。
行政機能・情報通信	・各種団体等と災害時応援協定を締結しているが、災害の多様化に対応できるよう、幅広い分野との連携構築が必要である。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
分野	脆弱性評価
保健・医療・福祉	・各家庭において水・食料、生活必需品などの災害用備蓄を一層推進する必要がある。【再掲】
国土保全・交通	・大雨時に洗堀や泥濘等により破損し通行不能になる恐れがある幅員の狭い道路や砂利道の整備が遅れている。 ・橋梁や舗装等の補修を計画的に進める必要がある。 ・安全で円滑な交通のため、道路の歩行空間の整備を進める必要がある。
行政機能・情報通信	・孤立化する可能性の高い地域の想定が進んでいない。
協働・コミュニティ	・孤立化を想定した防災訓練は実施できていない。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足	
分野	脆弱性評価
国土保全・交通	・幹線道路、橋梁、跨線橋、アンダーパスの計画的な改修整備が引き続き必要である。【再掲】
協働・コミュニティ	・人口減少や少子高齢化、核家族化の進行により消防団員が不足している。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺
--

分野	脆弱性評価
保健・医療・福祉	・地域災害医療福祉ネットワーク会議を開催し、平時から顔合わせ等を行う必要がある。 ・医療職と介護職の連携による在宅医療の環境づくりを進めているが、災害等の緊急時の体制づくりが必要である。
国土保全・交通	・幹線道路、橋梁、跨線橋、アンダーパスが損傷・損壊した場合、災害時の避難や救助活動、復旧活動に重大な影響を及ぼす可能性がある。【再掲】 ・安全で円滑な交通のため、道路の歩行者空間の整備を進める必要がある。

2-5 被災地における感染症等の大規模発生	
分野	脆弱性評価
保健・医療・福祉	・健康づくりや感染症対策など、健康管理について住民に適切な情報提供が必要である。
住宅・都市	・下水道処理施設の耐震化・耐水化や長寿命化対策を、今後も計画的に進めていく必要がある。 ・上水道施設の耐震化や長寿命化対策を、今後も計画的に進めていく必要がある。
行政機能・情報通信	・災害時に感染症が拡大する恐れがある。また、感染症拡大により地域活動の停滞にもつながる懸念があるため、そのような状況を想定した防災訓練の充実が必要である。 ・災害時には感染症予防用資機材が不足する恐れがあるため、平時から計画的に調達しておく必要がある。

2-6 災害救助における活動拠点、資機材等の不足	
分野	脆弱性評価
保健・医療・福祉	・災害時には保健活動継続に必要な物品（防護服・マスク・消毒液等）が不足する恐れがあるため、計画的な備蓄、更新が必要である。
行政機能・情報通信	・災害時の消防活動に支障が生じないように、消防車両の計画的な更新・整備が引き続き必要である。 ・地震災害時の消防水利を確保するため、耐震性（免振性）を備えた防火水槽の整備が必要である。 ・災害対策用資機材の計画的な備蓄・更新が必要である。

目標3 必要不可欠な行政機能を維持する	
3-1 町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	
分野	脆弱性評価
保健・医療・福祉	・新型インフルエンザ等事業継続計画の定期的な見直が必要である。
行政機能・情報通信	・大規模災害時でも行政機能が停滞しないよう、業務継続計画の定期更新と訓練の継続が必要である。

	・役場庁舎の被災に備え、行政実務データのバックアップ体制の検討が必要である。 ・大規模災害時には行政機能の低下が懸念されるため、平時から関係機関との連携強化が必要である。 ・災害に備えた民間との連携構築を引き続き進める必要がある。
--	---

目標 4 地域経済システムを機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

分野	脆弱性評価
産業・環境	・地域経済を支える中小企業の育成や体質強化を図る必要がある。 ・災害が起きてても事業活動が継続できるよう、町内の中小企業のBCP対策の支援継続が必要である。
住宅・都市	・大規模災害によりインフラが破損した場合、企業活動に影響が出る恐れがある。
国土保全・交通	・幹線道路、橋梁、跨線橋、アンダーパスが損傷・損壊した場合、災害時の避難や救助活動、復旧活動に重大な影響を及ぼす可能性がある。【再掲】

4-2 食料等の安定供給の停滞

分野	脆弱性評価
保健・医療・福祉	・各家庭において水・食料、生活必需品などの災害用備蓄を一層推進する必要がある。【再掲】
産業・環境	・高齢化による農業の後継者不足が依然として解消されていないため、地域農業の担い手の確保・育成や農地の保全等に不安が生じている。【再掲】 ・地域経済を支える中小企業の育成や体質強化を図る必要がある。【再掲】 ・有害鳥獣による被害により、地域の農業経営や森林機能に深刻な影響を及ぼしていることから有害鳥獣対策の強化を図る必要がある。
国土保全・交通	・幹線道路、橋梁、跨線橋、アンダーパスが損傷・損壊した場合、災害時の避難や救助活動、復旧活動に重大な影響を及ぼす可能性がある。【再掲】

目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る

5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

分野	脆弱性評価
保健・医療・福祉	・災害時でも在宅の難病患者等が看護を受けられるよう、支援体制を構築する必要がある。
国土保全・交通	・幹線道路、橋梁、跨線橋、アンダーパスが損傷・損壊した場合、災害時の避難や救助活動、復旧活動に重大な影響を及ぼす可能性がある。【再掲】

行政機能・情報通信	・大規模災害時には行政機能の低下が懸念されるため、平時から関係機関との連携強化が必要である。【再掲】
-----------	--

5-2 上水道の長時間にわたる供給停止	
分野	脆弱性評価
住宅・都市	・上水道施設の老朽化対策が必要である。 ・迅速な給水活動、情報収集が必要である。

5-3 汚水処理施設の長時間にわたる機能停止	
分野	脆弱性評価
住宅・都市	・下水道施設の老朽化対策が必要である。 ・下水道施設の予防保全のため、定期的な施設点検と老朽化更新が必要である。

5-4 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	
分野	脆弱性評価
国土保全・交通	・幹線道路、橋梁、跨線橋、アンダーパスが損傷・損壊した場合、災害時の避難や救助活動、復旧活動に重大な影響を及ぼす可能性がある。【再掲】 ・持続可能な地域公共交通体系を検討・構築する必要がある。

目標6 制御不能な二次災害を発生させない	
6-1 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
分野	脆弱性評価
産業・環境	・高齢化による農業の後継者不足が依然として解消されていないため、地域農業の担い手の確保・育成や農地の保全等に不安が生じている。【再掲】
国土保全・交通	・ため池ハザードマップ等を活用した防災意識の啓発を継続する必要がある。 ・ため池や農業用施設を計画的に修繕しなければ、災害時に重大な損壊が生じる可能性がある。 ・山地災害危険地区において、治山施設の設置検討が必要である。【再掲】

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
分野	脆弱性評価
産業・環境	・高齢化や人口減少などにより、農地や森林を保全・活用する農林業の担い手が不足している。 ・民間事業者や地域住民との協働による農地・森林の保全施策の更なる展開が必要である。
国土保全・交通	・山地災害危険地区において、治山施設の設置検討が必要である。【再掲】

目標 7 地域社会・経済を迅速に再建・回復する	
7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
分野	脆弱性評価
産業・環境	・大規模災害時には大量の災害廃棄物の発生が懸念されるため、災害廃棄物処理基本計画に基づき、関係機関との連携を構築する必要がある。

7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
分野	脆弱性評価
保健・医療・福祉	・大規模災害時には自力での復旧が困難な人や地域が生じる可能性があるため、ボランティアの受入態勢を確立しているが十分な訓練が必要である。
行政機能・情報通信	・大規模災害時には行政機能の低下が懸念されるため、平時から関係機関との連携強化が必要である。【再掲】
協働・コミュニティ	・住民個々の防災力を向上させる機会や取組が少ない。

7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
分野	脆弱性評価
保健・医療・福祉	・日頃から「見守り」「支え合い」の意識を持って生活する機運を高める必要があるが、プライバシーの問題や人とのつながりの希薄化が妨げになっている場合がある。
協働・コミュニティ	・大規模災害時には地域コミュニティの力が大きな支えとなるが、地域コミュニティの拠点づくりが十分に進んでいない。 ・協働やコミュニティの担い手となる人材が不足している。

第5章 脆弱性評価の結果に基づく対応方策

第4章で示した脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとの対応方策は次のとおりである。なお、方策の詳細については施策として記載し、重点方策として詳細を第6章に記載するものには、重点欄に○印を付した。

また、第三次紫波町総合計画後期基本計画（計画期間：令和6年度～令和9年度）との整合を図るため、後期基本計画の章節項番号を総計欄に記載した。

なお、多岐にわたる「起きてはならない最悪の事態」に対応する方策となるため、再掲している方策については最初に記載された最悪の事態の番号を再掲元として記載した。

11 住み続けられるまちづくりを 15 緑の豊かさも育もう 17 パートナースhipで目標を達成しよう					
目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ					
1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）					
分野	方策	施策	再掲元	重点	総計
保健・医療・福祉	避難行動要支援者等の受入態勢の整備	避難行動要支援者等の受入態勢を整備する。			3-6-2
住宅・都市	住宅の耐震化推進	住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、住民の理解を向上させ、住宅の耐震化を推進する。			3-4-1
	町営住宅整備方針の策定	町営住宅の整備方針を策定する。		○	3-4-1 行-2-3
	空家等対策の推進	適切な管理が行われていない空家等の解消対策を検討する。		○	3-4-1
	電柱等の倒壊防止策の検討	市街地や住宅地での電線地中化について調査研究する。			3-4-1
国土保全・交通	道路環境の整備促進	非常時に緊急車両が進入できるよう、道路環境の整備を進める。		○	3-2-1
行政機能・情報通信	学校給食センター整備方針の策定	学校給食センターの整備方針を策定する。			4-1-3 行-2-3
	関係機関との連携強化	国、県、周辺自治体、災害時相互応援協定締結先等との定期的な情報交換や防災訓練を継続する。		○	3-6-2
協働・コミュニティ	地域防災力の強化	・地域の安全・安心な暮らしへの関心や意識を高め、自主防災組織の活性化を推進する。 ・地域の特性を生かした地区防災計画の策定を推進する。 ・消防団員確保を継続的に行う。		○	3-7-1 3-7-2

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水					
分野	方策	施策	再掲元	重点	総計
保健・医療・福祉	避難行動要支援者等の受入態勢の整備	避難行動要支援者等の受入態勢を整備する。	1-1		3-7-2
産業・環境	農業の担い手確保・育成	国、県、町の支援事業を活用し、新規就農者及び担い手の確保・育成に努める。		○	2-2-1
	農地保全対策の推進	国、県、町の支援事業を活用し、農地保全及び荒廃農地解消に努める。		○	2-2-4
住宅・都市	浸水被害対策の検討	過去の浸水被害地域に対する抜本的な対策を検討し、推進する。			3-2-4
国土保全・交通	雨水排除区域の見直し	近年の土地利用や気象状況等に適した雨水排除区域の見直しを行う。			3-2-2
	普通河川の通水環境の改善	普通河川の通水を妨げる土砂の浚渫や障害物の除去を行う。			3-2-2
	雨水排水施設の維持・更新等の促進	排水施設や側溝等の更新・維持補修等を計画的に行う。		○	3-2-2
	堤防整備等に伴う関係機関との連携強化	・北上川堤防の未整備区間について、整備が早期に完了するように、国や県等との連携を強化する。 ・既存の北上川堤防の維持管理において、平時から国との情報共有を密にする。			3-2-2
行政機能・情報通信	関係機関との連携強化	国、県、周辺自治体、災害時相互応援協定締結先等との定期的な情報交換や防災訓練を継続する。	1-1	○	3-7-2
	危険箇所の周知強化	防災マップや地域研修会等で危険箇所の周知を強化する。		○	3-7-2
協働・コミュニティ	地域防災力の強化	・地域の安全・安心な暮らしへの関心や意識を高め、自主防災組織の活性化を推進する。 ・地域の特性を生かした地区防災計画の策定を推進する。 ・消防団員確保を継続的に行う。	1-1	○	3-7-1 3-7-2

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生					
分野	方策	施策	再掲元	重点	総計
保健・医療・福祉	避難行動要支援	避難行動要支援者等の受入態勢	1-1		3-7-2

社	者等の受入態勢の整備	を整備する。			
国土保全・交通	道路の落石・土砂崩れの予防	町道の落石防止対策を進める。		○	3-2-1
	治山・砂防事業の促進	県と連携して、治山・砂防事業による防災・減災対策を推進する。			2-3-1
行政機能・情報通信	関係機関との連携強化	国、県、周辺自治体、災害時相互応援協定締結先等との定期的な情報交換や防災訓練を継続する。	1-1	○	3-7-2
	土砂災害危険個所の周知強化	土砂災害の危険を周知する看板等の設置を拡充する。		○	3-7-2
	危険箇所の周知強化	防災マップや地域研修会等で危険箇所の周知を強化する。	1-2	○	3-7-2
協働・コミュニティ	地域防災力の強化	・地域の安全・安心な暮らしへの関心や意識を高め、自主防災組織の活性化を推進する。 ・地域の特性を生かした地区防災計画の策定を推進する。 ・消防団員確保を継続的に行う。	1-1	○	3-7-1 3-7-2

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生					
分野	方策	施策	再掲元	重点	総計
保健・医療・福祉	避難行動要支援者名簿の整備等促進	避難行動要支援者名簿の整備及び個別避難計画の作成を進める。			3-7-2
国土保全・交通	除雪体制の維持	・情報技術等を活用して、効率的な除雪体制を整える ・除雪車両を計画的に更新して除雪体制を維持する。		○	3-2-1
行政機能・情報通信	関係機関との連携強化	国、県、周辺自治体、災害時相互応援協定締結先等との定期的な情報交換や防災訓練を継続する。	1-1	○	3-7-2
協働・コミュニティ	地域防災力の強化	・地域の安全・安心な暮らしへの関心や意識を高め、自主防災組織の活性化を推進する。 ・地域の特性を生かした地区防災計画の策定を推進する。 ・消防団員確保を継続的に行う。	1-1	○	3-7-1 3-7-2

1-5 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生					
分野	方策	施策	再掲元	重点	総計

保健・医療・福祉	避難行動要支援者名簿の整備等促進	避難行動要支援者名簿の整備及び個別避難計画の作成を進める。	1-4		3-7-2
行政機能・情報通信	時代に合わせた情報伝達方法の構築	・利用者が多いメッセージアプリの活用に移行し、プッシュ型での情報配信体制を強化する。 ・情報弱者への防災端末配置を推進する。 ・ホームページやスマートフォンアプリなどのデジタル手段と紙媒体や人とのつながりなどのアナログ手段を適切に組み合わせて、多様な手段による情報伝達の体制を整備する。		○	3-7-2 5-4-1
協働・コミュニティ	地域防災力の強化	・地域の安全・安心な暮らしへの関心や意識を高め、自主防災組織の活性化を推進する。 ・地域の特性を生かした地区防災計画の策定を推進する。 ・消防団員確保を継続的に行う。	1-1	○	3-7-1 3-7-2
	防災意識の向上	・住民一人一人の防災意識の向上を促す取り組みを進める。 ・小中学校における防災教育に引き続き取り組む。		○	3-7-2

目標 2 救助・救急、医療活動等を迅速に行う					
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止					
分野	方策	施策	再掲元	重点	総計
保健・医療・福祉	家庭における災害用備蓄の推進	各家庭における生活必需品等の災害用備蓄を普及啓発する。			3-7-2
	町による計画的な災害用備蓄	流通が回復するまでに必要な食料や衛生用品等の物資を計画的に備蓄する。			3-7-2
	要配慮者に配慮した備蓄体制の検討	要配慮者に配慮した食料や物資等の備蓄体制を検討する。			3-7-2
住宅・都市	上水道の適切な維持管理	岩手中部水道企業団が、今後、計画的に進める上水道施設の耐震化や長寿命化対策について、町も連携して推進する。		○	3-3-1

国土保全・交通	幹線道路等の整備促進	幹線路線や橋梁、跨道橋、アンダーパスなど、物資輸送に重要な道路施設の整備を計画的に進める。		○	3-2-1
	道路ネットワークの整備	幹線道路を補完する町道の整備を計画的に進める。		○	3-2-1
行政機能・情報通信	災害時応援協定の拡充	災害の多様化に対応できるよう、民間との連携構築を進める。		○	3-7-2

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生					
分野	方策	施策	再掲元	重点	総計
保健・医療・福祉	家庭における災害用備蓄の推進	各家庭における生活必需品等の災害用備蓄を普及啓発する。	2-1		3-7-2
	町による計画的な災害用備蓄	流通が回復するまでに必要な食料や衛生用品等の物資を計画的に備蓄する。	2-1		3-7-2
	要配慮者に配慮した備蓄体制の検討	要配慮者に配慮した食料や物資等の備蓄体制を検討する。	2-1		3-7-2
国土保全・交通	道路環境の整備促進	非常時に緊急車両が進入できるよう、道路環境の整備を進める。	1-1	○	3-2-1
	道路施設の老朽化対策及び安全確保の推進	老朽化した道路施設の補修や歩行者空間の整備を進める。		○	3-2-1
行政機能・情報通信	孤立化集落の事前想定	孤立化が想定される地域を事前に想定し、対策を検討する。			3-7-2
協働・コミュニティ					3-7-2

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足					
分野	方策	施策	再掲元	重点	総計
国土保全・交通	幹線道路等の整備促進	幹線路線や橋梁、跨道橋、アンダーパスなど、物資輸送に重要な道路施設の整備を計画的に進める。	2-1	○	3-2-1
	道路ネットワークの整備	幹線道路を補完する町道の整備を計画的に進める。	2-1	○	3-2-1
協働・コミュニティ	地域防災力の強化	・地域の安全・安心な暮らしへの関心や意識を高め、自主防災組織の活性化を推進する。 ・地域の特性を生かした地区防災計画の策定を推進する。 ・消防団員確保を継続的に行う。	1-1	○	3-7-1 3-7-2

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺					
分野	方策	施策	再掲元	重点	総計
保健・医療・福祉	関係機関との連携強化	・協定の締結やホットラインの構築等、平時から関係機関との連携を強化する。 ・関係機関が参加する訓練に、継続的に人員を派遣する。		○	3-7-2
国土保全・交通	幹線道路等の整備促進	幹線路線や橋梁、跨道橋、アンダーパスなど、物資輸送に重要な道路施設の整備を計画的に進める。	2-1	○	3-2-1
	道路ネットワークの整備	幹線道路を補完する町道の整備を計画的に進める。	2-1	○	3-2-1

2-5 被災地における感染症等の大規模発生					
分野	方策	施策	再掲元	重点	総計
保健・医療・福祉	日常的な健康づくりの推進	日ごろからの健康づくりに向け、対象となるすべての住民が必要な健診（検診）を受けられる体制づくりを一層強化する。		○	1-1-2 1-1-3
	感染症予防の強化	予防接種を受けられる体制を充実する。		○	1-1-4
	関係機関との連携強化	協定の締結やホットラインの構築等、平時から関係機関との連携を強化する。	2-4	○	3-7-2
住宅・都市	下水道施設の適切な維持管理	下水道施設の耐震化・耐水化や長寿命化対策を計画的に進める。		○	3-3-2
	上水道の適切な維持管理	岩手中部水道企業団が、今後、計画的に進める上水道施設の耐震化や長寿命化対策について、町も連携して推進する。	2-1	○	3-3-1
行政機能・情報通信	感染症拡大の予防	・感染症拡大の予防対策を一層推進する。 ・感染症拡大の予防に必要な資機材を計画的に調達しておく。 ・災害時の感染症拡大を想定した防災訓練を充実させる。			3-7-2
	感染症の正しい理解の普及と地域活動の促進	感染症を拡大させない対策を取りながら、地域活動の継続を促す。			

2-6 災害救助における活動拠点、資機材等の不足					
分野	方策	施策	再掲元	重点	総計
保健・医療・福祉	災害時の保健活動の体制強化	・災害時の保健活動に必要な資機材を計画的に備蓄、更新する。 ・手洗い等衛生管理の普及啓発を推進する。			3-7-2
行政機能・情報通信	災害救助体制の強化	・消防車両の適切な配置と計画的な更新を行う。 ・消防水利施設の更新や維持管理を計画的に進める。 ・災害救助に必要な資機材を計画的に配備・更新する。		○	3-7-1 3-7-2
	避難所の強化	・民間も含めた避難所の確保を計画的に進める。 ・避難所運営に必要な資機材を計画的に配備・更新する。			3-7-2
	災害時応援協定の拡充	災害の多様化に対応できるよう、民間との連携構築を進める。	2-1	○	3-7-2

目標3 必要不可欠な行政機能を維持する					
3-1 町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下					
分野	方策	施策	再掲元	重点	総計
行政機能・情報通信	行政機能継続への体制強化	災害時や感染症拡大時に備えた事業継続計画（BCP）を定期的に見直す。		○	3-7-2 行-2-2
	行政データの保護	庁舎被災による行政機能の停止を防ぐため、住民データに加え、行政データのバックアップ体制を強化する。			行-2-2
	関係機関との連携強化	国、県、周辺自治体、災害時相互応援協定締結先等との定期的な情報交換や防災訓練を継続する。	1-1	○	3-7-2
	災害時応援協定の拡充	災害の多様化に対応できるよう、民間との連携構築を進める。	2-1	○	3-7-2



6 安全な水とトイレを世界中に 8 働きがいも経済成長も 11 住み続けられるまちづくりを 15 陸の豊かさも守ろう					
目標 4 地域経済システムを機能不全に陥らせない					
4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞					
分野	方策	施策	再掲元	重点	総計
産業・環境	民間企業の体質強化	・ 中小企業における事業継続計画（BCP）の普及を推進する。 ・ 地域経済を支える中小企業の育成・体質強化を支援する。			2-4-1
住宅・都市	下水道施設の適切な維持管理	下水道施設の耐震化・耐水化や長寿命化対策を計画的に進める。	2-5	○	3-3-2
	上水道の適切な維持管理	岩手中部水道企業団が、今後、計画的に進める上水道施設の耐震化や長寿命化対策について、町も連携して推進する。	2-1	○	3-3-1
国土保全・交通	幹線道路等の整備促進	幹線路線や橋梁、跨道橋、アンダーパスなど、物資輸送に重要な道路施設の整備を計画的に進める。	2-1	○	3-2-1
	道路ネットワークの整備	幹線道路を補完する町道の整備を計画的に進める。	2-1	○	3-2-1

4-2 食料等の安定供給の停滞					
分野	方策	施策	再掲元	重点	総計
保健・医療・福祉	各家庭での災害用備蓄の推進	各家庭における生活必需品等の災害用備蓄を普及啓発する。	2-1		3-7-2
産業・環境	農業の担い手確保・育成	国、県、町の支援事業を活用し、新規就農者及び担い手の確保・育成に努める。	1-2	○	2-2-1
	農地保全対策の推進	国、県、町の支援事業を活用し、農地保全及び荒廃農地解消に努める。	1-2	○	2-2-4
	民間企業の体質強化	・ 中小企業における事業継続計画（BCP）の普及を推進する。 ・ 地域経済を支える中小企業の育成、体質強化を支援する。	4-1		2-4-1
国土保全・交通	幹線道路等の整備促進	幹線路線や橋梁、跨道橋、アンダーパスなど、物資輸送に重要な道路施設の整備を計画的に進める。	2-1	○	3-2-1
	道路ネットワークの整備	幹線道路を補完する町道の整備を計画的に進める。	2-1	○	3-2-1

目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る



5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

分野	方策	施策	再掲元	重点	総計
保健・医療・福祉	在宅看護の支援体制の構築	災害時でも在宅の難病患者等が看護を受けられるよう、支援体制を構築する。			1-2-3
国土保全・交通	幹線道路等の整備促進	幹線路線や橋梁、跨道橋、アンダーパスなど、物資輸送に重要な道路施設の整備を計画的に進める。	2-1	○	3-2-1
行政機能・情報通信	関係機関との連携強化	国、県、周辺自治体、災害時相互応援協定締結先等との定期的な情報交換や防災訓練を継続する。	1-1	○	3-7-2

5-2 上水道の長時間にわたる供給停止

分野	方策	施策	再掲元	重点	総計
住宅・都市	上水道の適切な維持管理	・岩手中部水道企業団が、今後、計画的に進める上水道施設の耐震化や長寿命化対策について、町も連携して推進する。 ・迅速な給水活動を展開できるよう、情報収集や関係機関との連携を強化する。	2-1	○	3-3-1 3-7-2

5-3 污水处理施設の長時間にわたる機能停止

分野	方策	施策	再掲元	重点	総計
保健・医療・福祉	污水施設の機能停止への備えを推進	簡易トイレの備蓄や非常用トイレの利用訓練等を進める。			3-7-2
住宅・都市	下水道施設の適切な維持管理	下水道施設の耐震化・耐水化や長寿命化対策を計画的に進める。	2-5	○	3-3-2

5-4 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

分野	方策	施策	再掲元	重点	総計
国土保全・交通	幹線道路等の整備促進	幹線路線や橋梁、跨道橋、アンダーパスなど、物資輸送に重要な道路施設の整備を計画的に進める。	2-1	○	3-2-1
	道路ネットワークの整備	幹線道路を補完する町道の整備を計画的に進める。	2-1	○	3-2-2
	持続可能な交通体系の構築	いつでも、誰でも乗れる地域公共交通を維持・継続する。			3-4-2

目標 6 制御不能な二次災害を発生させない

6-1 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

分野	方策	施策	再掲元	重点	総計
産業・環境	農業の担い手確保・育成	国、県、町の支援事業を活用し、新規就農者及び担い手の確保・育成に努める。	1-2	○	2-2-1
	農地保全対策の推進	国、県、町の支援事業を活用し、農地保全及び荒廃農地解消に努める。	1-2	○	2-2-4
国土保全・交通	防災意識の啓発	ため池ハザードマップ等を活用した防災意識の啓発を継続する。			3-7-2
	農業用施設の老朽化対策	施設管理者の意向を確認しながら、被災危険度の高い農業用施設やため池を計画的に修繕する。		○	2-2-4
	治山・砂防事業の促進	県と連携して、治山・砂防事業による防災・減災対策を推進する。	1-3		2-3-1

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

分野	方策	施策	再掲元	重点	総計
産業・環境	農業の担い手確保・育成	国、県、町の支援事業を活用し、新規就農者及び担い手の確保・育成に努める。	1-2	○	2-2-1
	農地保全対策の推進	国、県、町の支援事業を活用し、農地保全及び荒廃農地解消に努める。	1-2	○	2-2-4
	林業の担い手確保・育成	・意欲と能力のある林業経営体への事業集約を推進する。 ・自伐型林業を目指す林業者や里山づくりを行う住民組織等の実践活動を支援する。		○	2-3-1
	有害鳥獣対策の強化	地域ぐるみで有害鳥獣被害の防止に努める。		○	2-2-2
国土保全・交通	治山・砂防事業の促進	県と連携して、治山・砂防事業による防災・減災対策を推進する。	1-3		2-3-1
協働・コミュニティ	協働による農地・森林の保全	地域住民や民間事業者との協働による農地・森林の保全活動を一層推進する。			2-2-4
					2-3-1

目標 7 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

分野	方策	施策	再掲元	重点	総計
産業・環境	災害廃棄物の適正処理	災害廃棄物処理基本計画に基づき、関係機関との連携体制を構築する。			2-1-5 3-7-2
行政機能・情報通信	関係機関との連携強化	国、県、周辺自治体、災害時相互応援協定締結先等との定期的な情報交換や防災訓練を継続する。	1-1	○	3-7-2

7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

分野	方策	施策	再掲元	重点	総計
保健・医療・福祉	ボランティア受入態勢の確立	社会福祉協議会によるボランティアセンターを早期に構築し、災害時の受入態勢を整備する。			3-7-2
行政機能・情報通信	関係機関との連携強化	国、県、周辺自治体、災害時相互応援協定締結先等との定期的な情報交換や防災訓練を継続する。	1-1		3-7-2
	町の応援者の創出	町の魅力を町内外に発信して、平時から町の応援者や関係人口を増やす。			2-5-3

7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

分野	方策	施策	再掲元	重点	総計
保健・医療・福祉	地域の支え合い活動の支援	・地域で支え合い活動に取り組む地域活動を支援する。 ・集いの場や交流事業などにより地域の支え合い活動を支援する。		○	1-3-3 5-2-2
行政機能・情報通信	デジタル格差の解消	・スマートフォンなどのデジタル端末を使い、情報収集やコミュニケーションを取れる人を増やす。			5-4-1
協働・コミュニティ	支え合いの意識醸成	日ごろから住民同士での見守りや支えあいの意識を醸成させる。			5-2-2
	地域コミュニティの形成支援	災害時にも支え合える地域コミュニティの形成を支援する。			5-2-2
	地域コミュニティの拠点整備への支援	自治公民館等、地域コミュニティの拠点整備を支援する。			5-2-2

	協働・コミュニティの担い手づくり	協働やコミュニティの担い手となる人材の育成を支援する。			5-1-1 5-2-2
--	------------------	-----------------------------	--	--	----------------

第6章 重点方策

第5章で示した対応方策のうち、影響の大きさ、緊急度、進捗状況、平時の活用等の視点から、計画期間内に優先して取り組む方策を、分野別に「重点方策」として選定する。

なお、重点方策については総合計画と整合性を図るとともに、施策の進捗状況等を客観的に把握できる指標をK P I（重要業績評価指標）として進捗管理を行っていくものとする。

第1 保健・医療・福祉分野

方策	現状	施策	K P I	総計
日常的な健康づくりの推進	健康づくりや感染症対策など、健康管理について住民に適切な情報提供が必要である。	日ごろからの健康づくりに向け、対象となるすべての住民が必要な健診（検診）を受けられる体制づくりを一層強化する。	健診受診率 50.8% (R4) → 60% (R9)	1-1-2 1-1-3
感染症予防の強化		予防接種を受けられる体制を充実させる。	予防接種接種率（麻しん・風しん第2期接種率） 98.0% (R4) → 98.5% (R9)	1-1-4
関係機関との連携強化	大規模災害時には行政機能の低下が懸念されるため、平時から関係機関との連携強化が必要である。	協定の締結やホットラインの構築等、平時から関係機関との連携を強化する。	災害時応援協定締結数 39 協定 (R4) → 45 協定 (R9)	3-7-2
地域の支え合い活動の支援	日頃から「見守り」「支え合い」の意識を持って生活する機運を高める必要がある。	・地域で支え合い活動に取り組む地域活動を支援する。 ・集いの場や交流事業などにより地域の支え合い活動を支援する。	・地域で支え合う地域自治活動が活発に行われていると思う人の割合 53.1% (R4) → 65.0% (R9) ・ワークショップアドバイザー・ファシリテーター派遣延べ人数 47 人 (R4) → 65 人 (R9)	1-3-3 5-2-2

第2 産業・環境分野

方策	現状	施策	K P I	総計
農業の担い手確保	農業の担い手の確保・育成、農地保全	国、県、町の支援事業を活用し、新規就	新規就農者数 6 経営体 (R4)	2-2-1

保・育成	等、多角的な視点から町の基幹産業を守り育てていく必要がある。	農者及び担い手の確保・育成に努める。	→ 5 経営体 (R9)	
農地保全対策の推進		国、県、町の支援事業を活用し、農地保全及び荒廃農地解消に努める。	荒廃農地面積 55.6ha (R4) → 44ha (R9)	2-2-4
林業の担い手確保・育成	民間事業者や地域住民との協働による農地・森林の保全施策の更なる展開が必要である。	・意欲と能力のある林業経営体への事業集約を推進する。 ・自伐型林業を目指す林業者や里山づくりを行う住民組織等の実践活動を支援する。	林家意向調査の延べ実施件数 159 件 (R4) → 800 件 (R9)	2-3-1
有害鳥獣対策の強化	地域ぐるみで有害鳥獣被害の防止に努める必要がある。	関係機関や地域が連携して効果的な鳥獣被害防止に取り組む。	野生鳥獣による被害面積 3,502 a (R4) → 1,500 a (R9)	2-2-2

第3 住宅・都市分野

方策	現状	施策	K P I	総計
空家等対策の推進	町内の空家は今後さらに増加が見込まれるため、利活用の促進や管理不全空家等の解消を図る必要がある。	適切な管理が行われていない空家等の解消対策を検討する。	適切な管理が行われていない空家等の数 51 件 (R4) → 43 件 (R9)	3-4-1
町営住宅整備方針の策定	老朽化している町営住宅（みどりヶ丘、的場、希望ヶ丘、第二希望ヶ丘）の耐震化を進める必要がある。	町営住宅の整備方針を策定する。	町営住宅整備方針策定 未作成 (R4) → 策定 (R9)	3-4-1
上水道の適切な維持管理	・災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策、耐震化対策を推進する必要がある。 ・企業活動に必要なインフラを維持する必要がある。	岩手中部水道企業団が、今後、計画的に進める上水道施設の耐震化や長寿命化対策について、町も連携して推進する。	簡易給水施設について、岩手中部水道企業団への事業統合を進める。	3-3-1

	迅速な給水活動、情報収集が必要である。	迅速な給水活動を展開できるよう、情報収集や関係機関との連携を強化する。	非常時の応急給水訓練の実施（年1回）	3-7-2
下水道施設の適切な維持管理	・下水道処理施設の耐震化・耐水化や長寿命化対策を、今後とも計画的に進めていく必要がある。 ・下水道施設の予防保全のため、定期的な施設点検と老朽化更新が必要である。 ・企業活動に必要なインフラを維持する必要がある。	下水道施設の耐震化・耐水化や長寿命化対策を計画的に進める。	ストックマネジメント計画の適時更新	3-3-2

第4 国土保全・交通分野

方策	現状	施策	K P I	総計
道路施設の老朽化対策及び安全確保の推進	・橋梁や道路舗装の補修を計画的に進める必要がある。 ・安全で円滑な交通のため、道路の歩行者空間の整備を進める必要がある。	老朽化した道路施設の補修や歩行空間の整備を進める。	・道路施設の老朽化に起因する事故件数 0件（R4） → 0件（R9） ・道路の改良延長 587.9 km（R4） → 588.7 km（R9） ・道路の舗装延長 387.9 km（R4） → 391.4 km（R9） ・通学路交通安全プログラム要対策箇所の進捗率 91.3%（R4） → 100.0%（R9）	3-2-1
道路環境の整備促進	・緊急車両が入りづらい道路の解消が必要である。 ・大雨時に洗堀やぬかるみ等により破損し通行不能になる恐れがある幅員の狭い道路や砂利道の改良舗装工事を進める必要がある。	非常時に緊急車両が進入できるよう、道路環境の整備を進める。		
幹線道路等の整備促進	幹線道路、橋梁、跨線橋、アンダーパスの計画的な改修整備が引き続き必要である。	幹線路線や橋梁、跨道橋、アンダーパスなど、物資輸送に重要な道路施設の整備を計画的に進める。		
道路ネットワーク		幹線道路を補完する町道の整備を計画的		

の整備		に進める。		
雨水排水施設の維持・更新等の促進	突発的な集中豪雨に対して都市下水路、道路側溝、水路の流下能力不足の排水区の解消が必要である。	排水施設や側溝等の更新・維持補修を計画的に行う。	・町全域における浸水被害件数 517 件 (H25) → 0 件 (R9) ・大坪川排水区における浸水被害件数 0 件 (R4) → 0 件 (R9) ・河川施設の損壊等に起因する事故件数 0 件 (R4) → 0 件 (R9) ・下川原ポンプ場の操作訓練の実施 (年 1 回)	3-2-4
道路の落石・土砂崩れ危険個所の予防	町道新山線の落石防止対策が必要である。	町道の落石防止対策を進める。	道路施設の老朽化に起因する事故件数 0 件 (R4) → 0 件 (R9)	3-2-1
除雪体制の維持	・効率的な除雪体制整備が必要である。 ・除雪体制維持のため、除雪車両の老朽化対策が必要である。	・情報技術等を活用して、効率的な除雪体制を整える。 ・除雪車両を計画的に更新して、除雪体制を維持する。	除雪車両の更新台数 5 台 (R4) → 8 台 (R9)	3-2-1
農業用施設の老朽化対策	災害時の重大な損壊を防ぐため、ため池及び農業用施設の計画的な修繕が必要である。	施設管理者の意向を確認しながら、被災危険度の高い農業用施設やため池を計画的に修繕する。	多面的及び中山間直接支払事業に包含される農地の割合 79.4% (R4) → 80.0% (R9)	2-2-4

第5 行政機能・情報通信分野

方策	現状	施策	K P I	総計
関係機関との連携強化	大規模災害時には行政機能の低下が懸念されるため、平時から関係機関との連携強化が必要である。	国、県、周辺自治体、災害時相互応援協定締結先等との定期的な情報交換や防災訓練を継続する。	災害時応援協定締結数 39 協定 (R4) → 45 協定 (R9) 【再掲】	3-7-2
災害時応	・各種団体等と災害	災害の多様化に対応		3-7-2

援協定の 拡充	時応援協定を締結しているが、災害の多様化に対応できるよう、幅広い分野との連携構築が必要である。 ・災害に備えた民間との連携構築を引き続き進める必要がある。	できるよう、民間との連携構築を進める。		
危険箇所の周知強化	・浸水危険個所における周知（看板等設置）の拡充が必要である。 ・土砂災害危険個所の周知（看板等設置）の拡充が必要である。	・災害の危険を周知する看板等の設置を拡充する。 ・防災マップや地域研修会等を活用した周知を推進する。	地域研修会等開催数 4回/年（R4） → 12回/年（R9）	3-7-2
時代に合わせた情報伝達方法の構築	独居高齢者等の情報弱者に対する情報伝達手段の整備が必要である。	情報弱者への防災端末配置を推進する。	情報弱者への個別受信機の配布実施（R9）	3-7-2
	デジタルによる配信サービスの利用率向上が必要である。	デジタルによる配信サービスの利用者増に向けた取組みを強化する。	町の15歳以上の人口に占めるデジタルによる配信サービスの利用率 14.3%（R4） → 50.0%（R9）	5-4-1
災害救助体制の強化	消防車両の計画的な更新・整備が引き続き必要である。	消防車両の適切な配置と計画的な更新を行う。	消防車両更新年 30年毎（R4） → 30年毎（R9）	3-7-1
	地震災害時の消防水利を確保するため、耐震性（免振性）を備えた防火水槽の整備が必要である。	消防水利施設の更新や維持管理を計画的に進める。	耐震性貯水槽の設置数 1基/年（R4） → 1基/年（R9）	3-7-1
行政機能継続への体制強化	業務継続計画の定期更新と訓練の継続が必要である。	災害時や感染症拡大時に備えた事業継続計画（BCP）を定期的に見直す。	事業継続計画の定期的な見直し実施	3-7-2 行-2-2

第6 協働・コミュニティ分野

方策	現状	施策	K P I	総計
----	----	----	-------	----

地域防災力の強化	・自主防災の組織化を推進する必要がある。 ・地域の特性を生かした地区防災計画の策定を進める必要がある。 ・消防団員の確保に努めるとともに、自主防災組織等、地域住民の協力により防災力の強化に引き続き取り組む必要がある。	・地域の安全・安心な暮らしへの関心や意識を高め、自主防災組織の活性化を推進する。 ・地域の特性を生かした地区防災計画の策定を推進する。 ・消防団員確保を継続的に行う。	自主防災組織組織率 84.7% (R4) → 100% (R9) 地区防災計画作成率 0% (R4) → 40% (R9)	3-7-1 3-7-2
防災意識の向上	被害を最小限に抑えるためには、住民各々が日ごろから防災意識を高めておく必要がある。	・住民一人一人の防災意識の向上を促す取り組みを推進する。 ・小中学校における防災教育に引き続き取り組む。	地域研修会開催数 4回/年 (R4) → 12回/年 (R9)	3-7-2

第7章 計画の推進と進捗管理

1 推進体制

住民をはじめ、国、県、民間等とも連携し計画を推進するため、本計画の周知に努めるとともに、被害想定や各種リスク情報、取組みの進捗状況を共有しながら、相互に連携して効果的・効率的な取組みを展開する。

2 計画の進捗管理

計画の実効性を高めるため、進捗管理についてはPDCAサイクル（Plan：計画策定、Do：実行、Check：点検・評価、Action：処置・改善）により行う。

具体的には、総合計画前期基本計画に掲げられた設定目標と連動した、それぞれの取組みにおけるKPIを検証し、住民等からの意見を踏まえ見直しを行い公表するとともに、次年度以降の施策や事業に反映する。

3 計画の見直し

当町を取り巻く社会・経済情勢等の変化により、総合計画に変更が生じた場合や、国・県の国土強靱化計画が変更された場合など、この計画を変更する必要がある場合には、計画期間内においても適時・柔軟に見直しを行う。

第2次紫波町国土強靱化地域計画に基づく対象事業（箇所）一覧

令和6年3月現在

【事業主体：紫波町】

分野	住宅・都市	
方策	空家等対策の推進	
箇所名等	整備内容	整備内容等
町内全域	管理不全空家等の解消	管理が適切に行われていない空家等数52件→43件

分野	住宅・都市	
方策	町営住宅整備方針の策定	
箇所名等	整備内容	整備内容等
老朽町営住宅	建替整備	

分野	国土保全・交通	
方策	道路施設の老朽化対策及び安全確保の推進	
箇所名等	整備種別	整備内容等
日詰水分線	歩行空間整備	日詰字七久保地内 L=1300m
高田関口線	歩行空間整備	稲藤字関口地内 L=280m
杉の上久々館線	歩行空間整備	中島字和野～二日町字栗木田地内 L=260m
町内全域	交通安全施設整備	区画線、道路反射鏡、路面標示等
古館駅線	道路舗装修繕	小屋敷字阿弥陀堂地内 L=220m
流通センター北線	道路舗装修繕	犬渕字谷地田地内 L=200m
流通センター南線	道路舗装修繕	犬渕字南谷地地内 L=470m
南谷地線	道路舗装修繕	犬渕字南谷地地内 L=680m
杉の上久々館線	道路舗装修繕	高水寺字土手～二日町字栗木田地内 L=930m
日詰水分線	道路舗装修繕	二日町字南七久保地内 L=500m
若宮馬場線	道路舗装修繕	上平沢字若宮地内 L=500m
瀬平栗田線外（切削路線補修）	道路舗装修繕	稲藤字瀬平外 L=2,760m
舗装維持管理計画路線	道路舗装修繕	南伝法寺字田沢地内外 L=3,300m
町内全域の町道	道路補修	道路補修、道路施設修繕、排水施設清掃、障害物除去等
新山跨道橋外	橋梁補修	橋梁補修設計・工事
町内全域の橋梁・道路付属物	点検	橋梁の定期点検311橋、道路付属物点検645基

分野	国土保全・交通	
方策	道路環境の整備促進	
箇所名等	整備種別	整備内容等
町道北七久保4号線・山子線	道路改良舗装	二日町字北七久保～山子地内 L=300m
町道古道深田線	道路改良舗装	片寄字野尻～犬渕字上田地内 L=280m
町道車線	道路舗装整備	南伝法寺字高木地内 L=120m
町道雀坂線	道路舗装整備	佐比内字田屋～三子平地内 L=520m
平沢松田地区	道路舗装整備	平沢字松田地区 L=545m
下長根2号線外	道路舗装整備	中島字下長根地内 L=370m
田面木3号線外	道路舗装整備	上平沢字樋ノ口～土舘字石田地内 L=650m
十二神漆立2号線外	道路舗装整備	片寄字漆立～十二神地内 L=360m
本町1号線	道路改良舗装	桜町字本町川原地内 L=300m
中桜田頭2号線	道路改良舗装	桜町字中桜地内 L=150m
蔭沼5号線	道路改良舗装	南日詰字蔭沼地内 L=250m
北七久保6号線	道路改良舗装	二日町字北七久保地内 L=180m
機織堰田線	道路改良舗装	彦部字機織地内 L=200m
樋ノ口間野村線	道路改良舗装	星山字間野村地内 L=200m
箱清水6号線	道路改良舗装	南日詰字箱清水地内 L=160m
細工田2号線	道路改良舗装	東長岡字細工田地内 L=250m

分野	国土保全・交通	
方策	幹線道路等の整備促進、道路ネットワークの整備	
箇所名等	整備種別	整備内容等
JR立体交差排水施設（牡丹野、中新田、杉の上、大道）	道路維持管理	施設点検、水槽汚泥除去
JR立体交差排水施設（牡丹野、中新田、杉の上、大道）	施設整備	ポンプ室耐震調査、長寿命化計画策定、ポンプ更新（杉の上1基、中新田1基、牡丹野2基）、修繕設計、排水路整備詳細設計（大道）
七久保跨線橋	橋梁耐震補修	耐震補修工事

分野	国土保全・交通	
方策	雨水排水施設の維持・更新の促進	
箇所名等	整備種別	整備内容等
平沢松田地区	道路側溝整備	平沢字松田地内 L=640m
日詰水分線	道路側溝整備	日詰字朝日田、二日町字南七久保地内 L=100m
サニータウン高水寺	排水施設整備	仮設排水ポンプ設備設置、電源設備設置
湛水解消地区（四ツ屋、田屋、新里、朝日田）	道路側溝整備	側溝整備等
山王海1号線	道路側溝整備	側溝整備等
中央幹線	水路整備	排水構造物設置
宝木升形線	道路側溝整備	側溝整備等
二日町北七久保地区	水路整備	排水構造物設置
赤沼川ポンプ場	施設維持管理	定期点検等
町管理河川	維持管理	障害物除去（草刈）、浚渫

分野	国土保全・交通	
方策	道路の落石・土砂崩れ危険箇所の予防	
箇所名等	整備種別	整備内容等
新山線・新山2号線・山王海2号線・火石沢線	道路法面の落石防止対策	修繕計画策定、落石防止対策設計・工事、道路附属物修繕工事

分野	国土保全・交通	
方策	除雪体制の強化	
箇所名等	整備種別	整備内容等
町内全域の町道	道路除雪	直営除雪、建設機械修繕、燃料・消耗品、除雪委託
町内全域の町道	除雪車両更新	ホイールローダー2台、ロータリー除雪車

分野	国土保全・交通 / 住宅・都市	
方策	雨水排除計画の見直し、上水道施設の適切な維持管理、下水道施設の適切な維持管理	
箇所名等	整備内容	整備内容等
公共下水道	計画策定	汚水処理基本構想策定
公共下水道	計画策定	全体・事業計画見直し
公共下水道施設	長寿命化	浄化センター施設設備更新（耐震化）
公共下水道施設	長寿命化	管路調査、管路施設設備更新
公共下水道施設	長寿命化	浄化センター改築更新詳細設計
公共雨水施設	都市下水路整備	日詰3号幹線整備工事
公共雨水施設	長寿命化	下川原ポンプ場施設設備更新（老朽化・耐水化）

分野	国土保全・交通	
方策	農業施設の老朽化対策	
箇所名等	整備内容	整備内容等
農業用施設	改修・修繕	防災・減災にかかる用排水路整備、ため池改修等

※1) この一覧の対象事業（箇所）は地域計画の実施候補であり、総合計画の実施計画に基づくものです。

※2) 対象事業（箇所）の内容は、必要に応じて随時見直します。